

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	オンライン資格確認の導入等に係る特定個人情報保護評価書（素案）のパブリック・コメントの実施結果について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱（平成26年11月7日施行）第5条第2号に基づく報告

（担当部課：健康部医療保険年金課）

事業の概要

事業名	オンライン資格確認の導入等に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）
担当課	医療保険年金課
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、パブリック・コメント及び第三者点検での意見等を反映させた特定個人情報保護評価書を、特定個人情報保護委員会に提出するに先立ち、本審議会へ報告する。
対象者	新宿区国民健康保険被保険者及びその世帯員、元被保険者及びその世帯員
事業内容	<p>1. <u>事業概要</u></p> <p>国民健康保険法の一部改正に伴い、オンライン資格確認の全国一律の導入が法定化された。令和3年3月（予定）からオンライン資格確認を行うにあたり、個人番号事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託することになり、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される「重要な変更」に該当する。そのため、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第5項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を個人情報保護委員会（内閣府の第三者機関）に提出する前に、パブリック・コメント及び個人情報の保護に関する学識経験を有する外部の者による点検での意見を反映して、評価書の見直しを行った。</p> <p>なお、この特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、特定個人情報の漏えいその他の個人のプライバシー等に与えるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを評価書において宣言するものである。</p> <p>2. <u>しきい値判断</u></p> <p>令和元年4月1日現在の対象者数（被保険者数）が95,724人（現存のみであり管理している全データは10万人以上）、取扱者が271人（医療保険年金課59人、戸籍住民課72人、特別出張所140人）であることより、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第4条第2項の規定に基づき『基礎項目評価』及び『全項目評価』を実施した。</p> <p>3. <u>資料</u></p> <p>資料 61-1 素案からの変更箇所 新旧対照表</p> <p>資料 61-2 国民健康保険に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価）」全文</p> <p>4. <u>今後の予定</u></p> <p>令和2年7月上旬 個人情報保護委員会への特定個人情報保護評価書提出 評価書の公表</p>